板橋区公式ホームページ広告掲載取扱基準

(平成 20 年 2 月 22 日 政策経営部長決定)

(目的)

第1条 この基準は、板橋区が開設する公式ホームページ(以下「区ホームページ」という。)へ 掲載する広告の取り扱いに関し、板橋区広告掲載要綱(平成19年3月16日区長決定。以下 「要綱」という。)第5条第1項 に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(規格)

- 第2条 1枠あたりの広告の規格は、次の要件を備えていなければならない。
- (1) 天地 45 ピクセル、左右 150 ピクセル
- (2) 4キロバイト以内
- (3) GIF・JPEG・PNG形式 (ただし、アニメーション形式を除く。)

(区ホームページへの設定)

- 第3条 区は、区ホームページへの広告の設定に際し、次の各号のとおりとする。
- (1) 広告画像の代替テキストとして、広告画像に記載された文言に、「バナー広告:」を付す。
- (2) リンク先アドレスは、掲載申込者の指定するホームページとする。

(掲載場所)

第4条 広告を掲載する場所は、区が指定する場所とする。

(掲載数等)

第5条 区ホームページに掲載できる広告の数は、区が指定する枠数とする。

(取扱単位)

第6条 掲載申込者の1枠の申し込みにつき1口として扱う。

(掲載期間)

- 第7条 広告の掲載期間は、年度を区切りとし、1か月以上12か月以内の1か月単位とする。
- 2 1か月の単位は、広告の掲載を開始する日(以下「指定日」という。)から翌月の指定日の前日までとする。
- 3 月の単位に係る期間の計算は、民法第143条の規定によるものとする。
- 4 掲載期間中、区の都合により区ホームページを休止又は閉鎖したときは、その時間に応じ、次のとおり広告の掲載期間を延長する。
- (1) 1時間を超え24時間以内

1 日

(2) 24 時間を超え 48 時間以内

2 日

(3) 48 時間を超えたとき

閉鎖した日数+1日

(掲載料)

- 第8条 1か月あたり、1口20,000円とする。
- 2 広聴広報課長は、下表に該当する場合は掲載料を減免することができる。

減免事由		期間	
区が実施する事業において、区が表彰又は認定した事業	人館	くか日川中	
者に対する特典として掲載する場合	全額	6か月以内	

(申込方法)

- 第9条 掲載申込者は、広告掲載申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)にバナー データを添えて、区に申し込む。
- 2 前項の規定による申し込みについては、区が別に定める電子申請入力フォームを使用する 方法により行うこともできる。

(掲載の決定等)

第10条 区は申込書を受理したときは、要綱第3条及び同第4条に基づき掲載の可否を審査する。 なお、区は申込内容について、掲載申込者と協議し、変更できるものとする。

(審査結果の通知)

- 第11条 掲載を決定したときは、掲載決定の通知(別記第2号様式)を掲載申込者に通知する。
- 2 非掲載を決定したときは、非掲載決定の通知(別記第3号様式)を掲載申込者に通知する。

(バナーデータの提出)

第12条 前条第1項の通知を受けた掲載申込者(以下「広告主」という。)は、区の指定する規格によりバナーデータを作成し、区が定める期日までに提出する。

(掲載料の納付)

第13条 広告主は、区の指定する期日までに、掲載料を一括前納しなければならない。ただし、 区が特に認めたときは、この限りでない。

(掲載の取消し)

- 第14条 区は、要綱第4条第2項に定めるほか、広告主に掲載の決定を通知してから掲載するまでの間に、広告主又は広告内容が、要綱第3条第1項及び同第4条第1項に該当することとなった場合は、要綱第4条第2項により掲載の決定を取り消すことができる。
- 2 前項の確認範囲は、リンク先のトップページ及びその次の階層にあるページとする。 (掲載期間の短縮)
- 第15条 広告主は、掲載期間の短縮を申し出ることができる。ただし、掲載料の日割計算は行わない。

(広告掲載料の還付)

- 第16条 区は、既納の広告掲載料を還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載 することができなかったときは、その一部又は全部を還付することができる。
- 2 前項の規定により掲載料の一部を還付するときは、1か月を30日として日割り計算をし、1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(広告主の責務)

- 第17条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 2 原稿の作成経費は、広告主が負担する。

(適格請求書の交付)

第18条 区長は、掲載申込者から消費税法(昭和63年法律第108号)第57条の4第1項の規定

による適格請求書の交付の求めがあったときは、適格請求書(別記第4号様式)を当該掲載 申込者に交付する。

(委任)

第19条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、広聴広報課長が定める。

付 則

この基準は、決定の日から施行する。ただし、施行の際、現に広告掲載決定の通知を受けているものについては、なお従前の例による。

付 則

この基準の一部改正は、平成24年2月17日から施行する。

付 則

この基準の一部改正は、平成25年2月22日から施行する。

付 則

この基準の一部改正は、平成26年2月18日から施行する。

付 則

この基準の一部改正は、平成27年3月27日から施行する。

付 則(平成31年4月15日部長決定)

この基準は、部長決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この基準の一部改正は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この基準の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

板橋区公式ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申込者 〒

住所(所在地)

氏名(会社の場合は、名称及び代表者名)

電話番号

FAX 番号

E-MAIL

担当者連絡先

業種

板橋区公式ホームページ広告掲載取扱基準第9条の規定に基づき、広告案を添えて 次のとおり申し込みます。

	(原稿案を添付またはデザイン案を記入してください)						
ウサの中央							
広告の内容							
リンクする URL							
	(1枠は、天地 45ピクセル・左右 150ピクセル、4キロバイト以内、GIF形						
掲載希望口数	式)						
10批加 王 中 狄							
	H						
to the sections							
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで						
申込掲載料							
1,6194711	円 ×円 =円						
納付書送付先	1 申込者住所と同じ 送付先住所						
※1,2 のいずれかに							
○、2の場合、送付先							
住所を記入	2 申込住所と異なる						
エグ で 山八							

※複数月を申し込む場合は、連続した申し込みのみ有効

※1 □ 20,000 円

※適格請求書(インボイス)を希望する場合はチェックを入れてください広告掲載が決定した場合の適格請求書の発行について□希望します

板政広第 号 年 月 日

様

東京都板橋区長 (区 長 名)

板橋区公式ホームページ広告掲載決定のお知らせ

板橋区公式ホームページへの広告掲載について、下記のとおり掲載を決定しました のでお知らせします。

なお、広告掲載料については、同封の「納入通知書」に記載されている期日までにお 支払いくださるようお願いします。

記 1 広告掲載口数 П 2 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで 3 広告掲載料支払額 年 月 日() 4 納入期限 ※期日までに納入がない場合は掲載できません 年 月 日() 5 原稿の提出期限 ※期日までに提出がない場合は掲載できません 板橋区役所政策経営部広聴広報課広聴係 6 お問合せ先 担 当: メール: 電 話:03-3579-2024

FAX: 03-3579-2028

板政広第 号 年 月 日

様

東京都板橋区長 (区 長 名)

板橋区公式ホームページ広告非掲載のお知らせ

板橋区公式ホームページへの広告掲載について、下記のとおり掲載できないことを 決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 広告掲載申込口数 口
- 2 広告掲載申込期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 掲載できない理由
- 4 お問合せ先 板橋区役所政策経営部広聴広報課広聴係

担 当: メール:

電 話: 03-3579-2024 FAX: 03-3579-2028

適格請求書

東京都板橋区

登録番号: T6000020131199

発行日: 年 月 日

₹

住所 (所在地)

会社名

肩書

代表者名

件名: 板橋区公式ホームページ広告掲載申込

年度:

会計: 区一般会計

管理番号: -

合計金額 ¥0

10%対象金額:¥0消費税:¥08%対象金額:¥0消費税:¥0

明 細 内 訳									
No.	取引日	品名	単価	税区分	数量	税率			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18 19									
-									
20									

問合せ先: 広聴広報課

広聴係

Tel: 03-3579-2024